令和8年度版

保育所・認定こども園等入所の手引き

～保存版～

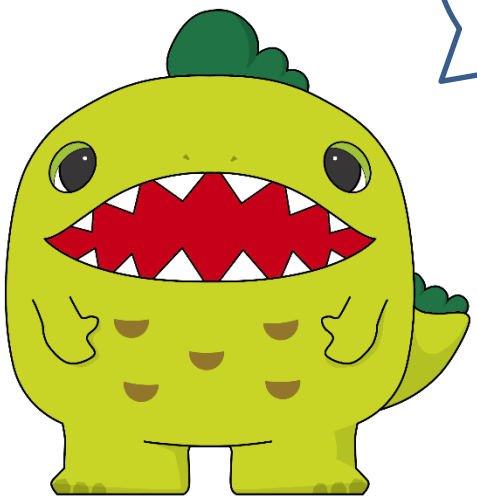

御船町 ふねまる

お問い合わせ先

御船町役場こども未来課

電話　096-282-1346

R7.11

もくじ

1　教育・保育の認定制度　・・・ P2

2　利用手続きの流れ　・・・ P5

3　入所申し込みに必要な書類　・・・ P6

4　入所後に保護者の保育を必要とする理由が変更になったとき　・・・ P8

5　保育料について　・・・ P9

6　町内の保育所 ・ 認定こども園　・・・ P12

7　マイナンバーの注意事項　・・・ P13

1　教育・保育の認定制度

①　3つの認定区分

保育所や認定こども園などを利用するには、「教育・保育の必要性」について町の認定を受ける必要があります。

認定区分は３つあり、保護者の就労状況などに応じて、それぞれに適した施設を利用できます。

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定 （教育認定）	３～５歳の子どもで教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定 （保育認定）	３～５歳の子どもで保護者の就労等により保育を必要とする場合	保育所 認定こども園（保育所部分）
3号認定 （保育認定）	０～２歳の子どもで保護者の就労等により保育を必要とする場合	保育所 認定こども園（保育所部分）

②　保育の必要量に応じた2つの時間区分

２号認定・３号認定は、保護者の保育を必要とする時間によって２つの時間認定に区分されます。

時間認定区分	保育を必要とする時間の想定	利用時間
保育標準時間	**月の労働時間 120 時間以上** 例 ・保護者が**２人とも**フルタイム就労 ・父がフルタイム就労で、母が産前・産後の期間中 ・保護者の疾病や介護、看護等をしているとき（いずれも、手帳の所持等の程度で決定されます）	最長 11 時間
保育短時間	**月の労働時間 48 時間以上 120 時間未満** 例 ・保護者の**どちらか**がパートタイム就労 ・きょうだいの通園中に、保護者が育児休業を取得しているとき ・保護者が求職活動中 ・保護者が就学中 ・ならし保育中	最長 8 時間

～利用時間のイメージ～

【保育標準時間】

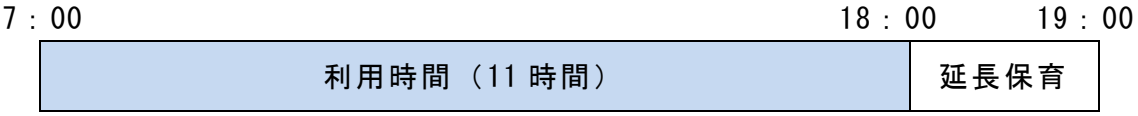

【保育短時間】

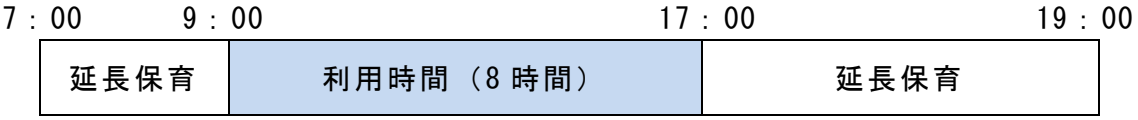

③ 保育認定（2号認定・3号認定）の要件

保育認定（２号認定・３号認定）を受けるには、児童の保護者が次のいずれかの事由に該当することが必要です。

- 就労（月 48 時間以上の労働をする場合）
- 妊娠・出産（産前２ヶ月、産後３ヶ月の最長６ヶ月）

（例）12 月 15 日出産予定のとき

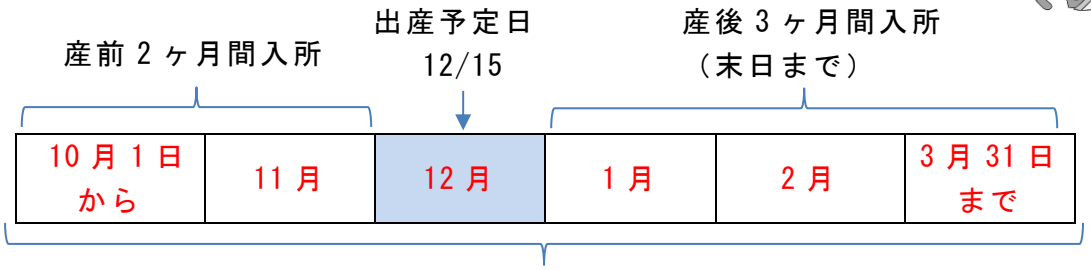

最長６ヶ月間の保育認定

- 保護者の疾病・障がい
- 同居又は長期入院をしている親族の介護・看護
- 求職活動（**入園して３ヶ月以内の就労が必要です。**）
  保育認定の対象となる求職活動期間は、退職した日の翌月から３か月間となります。

（例）12 月１日に退職したとき
退職した月の翌月から３か月間（１月１日～３月 31 日）となります。
退職した日の属する月（12 月中）は、従前の要件（就労）での認定です。

- 就学
- 育児休業中にすでに保育を利用している子どもがおり、継続利用が必要であること
  ※就労証明書に、**「復職予定日」の記入があることが必須**となります。

● 育児休業の終了に伴い職場復帰する場合

(1)復職日が 1～15 日の場合、復職月の前月 1 日付の入所を希望できます。

（例）5 月 15 日に職場復帰する場合（育児休業期間の記載は 5 月 14 日）

→ 4 月 1 日付入所の希望が可能。・

(2) 復職日が 16 日～末日の場合、復職月の当月 1 日付の入所を希望できます。

（例）5 月 16 日に職場復帰する場合（育児休業期間の記載は 5 月 15 日）

→ 5 月 1 日付入所の希望が可能。

● 災害復旧

★ならし保育とは...

子どもが保育施設に入所する際に、**入所開始月から園の環境に慣れるまでの約２週間程度「ならし保育」**としてお預かりする期間です。

※ならし保育中においても１ヶ月分の保育料が発生します。

個人差はありますが、約２時間程度のお預かりからスタートし、園での生活に慣れてきたと判断できれば、最長８時間【または 11 時間】まで保育施設に預けることができます。

【重要】

復職予定の方は、ならし保育期間のことも含めて復職できるように、ご家族やお勤め先と話し合いをお願いします。

2 利用手続きの流れ

● 1号認定で幼稚園又は認定こども園（幼稚園部分）を利用する場合

※御船町外の園を利用される方は、園と御船町への申請が必要です。

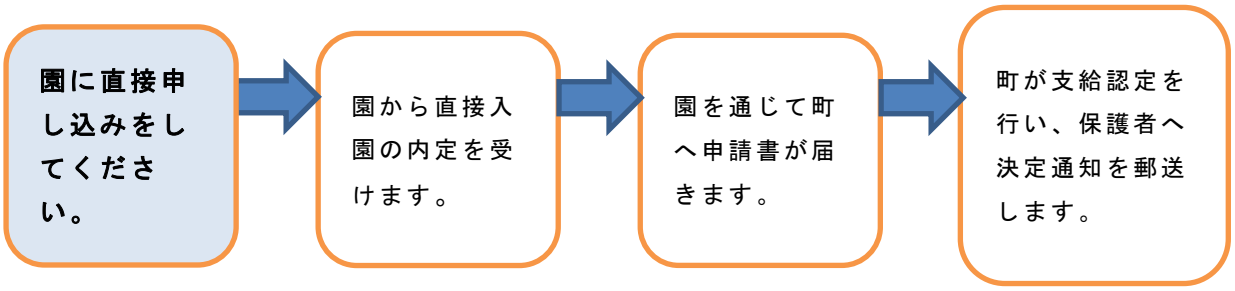

● 2号認定・3号認定で保育所や認定こども園（保育所部分）等を利用する場合（4月入所の場合）

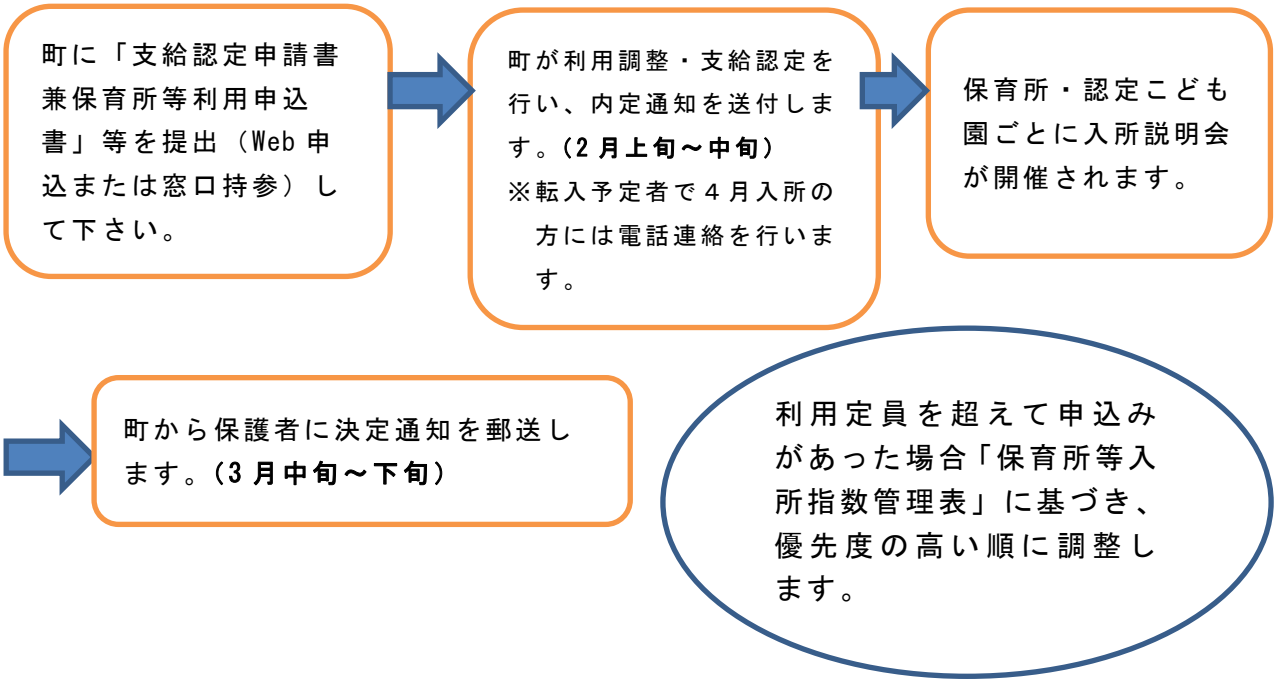

※5 月～翌年 3 月の途中入所の方には、入所月の前月 10 日頃入所決定文書を発送します。

※新年度若しくは年度途中からきょうだいで同じ園に通うことを希望する方は、現況届時（例年 10 月頃）に Web またはこども未来課窓口にて申し込みをしてください。

3 入所申込みに必要な書類等

〇認定こども園（1号認定：幼稚園部分）に入所希望の方は、**園に直接ご確認ください。**

〇**保育所・認定こども園（２号・３号：保育所部分）に入所希望の方**は、次の書類を準備し、**町に申し込み（Web 申込または窓口持参）ください。**

● **全ての方　※申込に必要な書類は、役場窓口や町 HP にあります。**

①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所等利用申込書	児童１人につき１枚
②保育補助表	
③マイナンバーが確認できるもの ※Web 申込の場合は不要。	しおりの 13 ページをご確認ください。
④承諾（誓約）書	
⑤保育を必要とする事由を証明する書類	保護者（児童の父・母）

保育を必要とする事由を証明する書類　※様式は、役場窓口や町 HP にあります。

事　由		必要書類
就労	会社等にお勤め or 予定の方	就労証明書　※町指定様式
	自営業（農業・商業等）の方	家庭状況申告書　※町指定様式
就学	学校に通っている方	在学証明書※学校の様式
妊娠・出産	産前２ヶ月、産後３ヶ月の方 ※産後 3 ヵ月までの入所となります。（最長６ヶ月）	母子手帳の写し （保護者名と出産予定日の記入された部分）
介護・看護	同居家族の介護･看護等を行う方	家庭状況申告書 ※町指定様式
疾病等	病気等をされている方	保育ができない状況の記載された医師の診断書又は意見書等
	障がいを有している方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し
求職活動	求職活動を行う方 **※原則入所後３ヵ月以内に就労することが必要**	求職活動申立書 ※町指定様式
育児休業中	育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合	就労証明書　※町指定様式 **復帰予定日が記載してあること**
災害復旧	災害復旧にあたっている場合	罹災証明書

●該当する方のみ提出する書類

状　　況		必要書類
御船町に転入予定の方		転入確約書
令和７年１月２日以降に御船町へ転入して来られた方	４月～８月に入所希望の方	令和７年度市町村民税課税（非課税）証明書 ※令和７年１月１日現在の住民登録地で発行
	９月～３月に入所希望の方	令和８年度市町村民税課税（非課税）証明書 ※令和８年１月１日現在の住民登録地で発行 令和８年６月以降に取得してください。
同居者に、障がいをお持ちの方がいる場合 ※階層区分によって、保育料が軽減される場合があります。		身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し

【確認】上記の課税証明書類取得について
※申請書裏面④税情報等の提供に当たっての署名欄に署名を記入いただければ提出の必要はありません。（転入予定者を除く。）

●　御船町外の方で、御船町の保育所等の入所を希望される場合

里帰り出産等で、御船町の保育所等へ入所を希望される場合は、現在、お住まいの市役所・役場等に申し込んでください。

ただし、町内の方を優先といたしますので、お断りする場合があります。

●　途中入所・転園を希望される場合

入所希望月の２ヵ月前の末日までに、入所申込に必要な書類等を役場窓口に提出してください。　※土・日・祝日を除く。郵送の場合は、月末必着。

入所月	４月	５月	６月	７月	８月	９月
受付期間		～3/31	～4/30	～5/31	～6/30	～7/31
入所月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
受付期間	～8/31	～9/30	～10/31	～11/30	～12/28	～1/31

【確認】新年度入所申込（例年 12 月上旬）の時点で、当該新年度中に途中入所・転園することを検討されている方は、新年度入所申込時での入所申し込みをお勧めしています。

例）育休を取得している母が、R8 年度７月 15 日復職予定の為、ならし保育を含めた同年度 6 月から入所を検討しているときは、R8 年度新年度申込期間に申込み。

4　入所後に保護者の保育を必要とする理由が変更になったとき

入所後に、保護者の保育を必要とする理由が変更になったときは、**必ず役場窓口または通園している保育所等に届け出てください。**

また、**離婚や婚姻等により世帯構成等が変更となった場合も、速やかに役場窓口へ届け出てください。**

届出があった翌月１日から保育時間や保育料が変更になることがあります。

保育を必要とする理由が変更になった時に必要な書類の例

提出する書類は、「保育を必要とする事由を証明する書類」（P6）と同じになります。

●就労時間の変更や雇用期間を更新したとき
　→更新後の情報が記載された就労証明書

●仕事を退職し、次の仕事を探すとき
　→求職活動申立書
　※求職活動期間（３ヵ月以内）に就労先が決まらなかったときは、退園となります。

●仕事を退職し、次の仕事が決まった or 決まっているとき
　→新しい勤め先での就労証明書

●きょうだいが在園している途中での妊娠・出産のとき
　→①母子手帳の写し（保護者名と出産予定日の記入された部分）
　　②母の就労証明書（復職日が必ず記載されたもの）

●産後、仕事に復職したとき
　→就労証明書
　※育児休業終了後に就労証明書の提出がないときは、「保育要件なし」とみなされ、退園となります。

5 保育料について

保育料は、法律および町の条例に基づいて決定します。（次ページ参照）

① 市町村民税所得割額で決定

保育料は、児童の保護者（父・母）の市町村民税所得割額の合算額と、児童の支給認定区分及び保育時間により決定します。

【確認】父母が非課税の場合で父母の合算した収入金額が 120 万円未満（ひとり親世帯については、100 万円未満）の場合は、同一家屋に居住する父母の収入金額を上回る祖父母等がいる場合は、祖父母の税額を合算します。

② 保育料は 4 月と 9 月に算定

保育料は、4 月 1 日時点の年齢に応じ、下記表のとおり **4 月と 9 月に算定し、保育料決定通知書を送付します。**

税額が確認できない方は、最高階層の保育料で決定されます。

4 月決定 （R8.4 月～8 月の保育料）	9 月決定 （R8.9 月～R9.3 月の保育料）
R7 年度市町村民税所得割課税額で算定	R8 年度市町村民税所得割課税額で算定

③ 保育料及び副食費の納付

利用施設	種類	納付先	納付方法	納付期限（口座振替日）
公立保育園	保育料 副食費	町	納付書（15 日頃郵送）	月末
			口座振替	毎月 27 日 （土日祝日の場合翌営業日）
私立保育園	保育料	町	納付書（15 日頃郵送）	月末
			口座振替	毎月 27 日 （土日祝日の場合翌営業日）
	副食費	園	納付方法と期限は、園によって異なります。	
認定こども園	保育料 副食費	園	納付方法と期限は、園によって異なります。	

●町に納付する保育料の納付方法は、「口座振替」を推奨しています！

口座振替のお申し込みは、以下の金融機関の窓口に通帳と通帳届出印を持参し、お手続きください。役場と金融機関の間で手続きが完了していない場合、口座振替の申し込み後も納付書が届きます。その際は、お手数ですが納付書でお支払いください。　※申込書は、こども未来課と町内金融機関の窓口にあります。

《金融機関》肥後銀行，熊本第一信用金庫，JA 上益城，熊本銀行，ゆうちょ銀行
（上記金融機関は、納付書によるお支払いも可能です。）

【確認】口座振替申込書は、「納入義務者名＝入所申込時の代表保護者名」です。

④ 保育料基準額表（R7.11 月現在）

※国の動向により変更になることがあります。

★1 号認定(教育認定)の保育料　　無　料 （0円）

★2号認定･3号認定(保育認定)の保育料　　（単位:円）

階層区分			保育料（月額）			
			2号認定		3号認定	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯		0	0	0	0
2－1	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0
2－2		上記以外の世帯	0	0	0	0
3－1	市町村民税課税世帯所得割額48,600 円未満	ひとり親世帯等	0	0	8,000	8,000
3－2		上記以外の世帯	0	0	19,000	18,700
4－1	市町村民税課税世帯所得割課税額48,600 円以上97,000 円未満	ひとり親世帯等で所得割課税額77,101 円未満	0	0	9,000	9,000
		ひとり親世帯等で所得割課税額77,101 円以上	0	0	25,000	24,600
4－2		上記以外の世帯で所得割課税額57,700 円未満	0	0	27,000	26,600
		上記以外の世帯で所得割課税額57,700 円以上	0	0	27,000	26,600
5	市町村民税課税世帯所得割課税額97,000 円以上169,000 円未満		0	0	36,000	35,400
6	市町村民税課税世帯所得割課税額169,000 円以上301,000 円未満		0	0	43,000	42,300
7	市町村民税課税世帯所得割課税額301,000 円以上397,000 円未満		0	0	48,000	47,200
8	市町村民税課税世帯所得割課税額397,000 円以上		0	0	50,000	49,200

注１　同一世帯の２人以上の児童が、同時に保育所、幼稚園、認定こども園等を利用する場合、そのうち最年長の児童から順に数えて、２人目は半額、３人目から無料とする。（３－１、４－１階層は注３のとおり）

注２　同一世帯に保護者が同じ１８歳未満の児童が３人以上いる場合、第３子以降の就学前児童については無料とする。ただし７階層、８階層を除く。
（御船町多子世帯子育て支援事業/熊本県多子世帯子育て支援事業）

注３　ひとり親世帯等で所得割課税額 77,101 円未満の保護者と生計同一の子であれば年齢に関わらず、第２子以降は無料とする。（３－１、４－１階層）

注４　上記以外の世帯で所得割課税額 57,700 円未満の保護者と生計同一の子であれば年齢に関わらず第２子半額、第３子以降は無料とする。
（３―２、４―２階層）

上記の注意事項は、保育料についてのみ該当します。（０歳～２歳クラス）
副食費については国の基準に沿った算定となります。

★1号及び2号認定の副食費　　４，８００円
（一部料金の異なる園があります。）

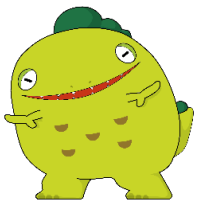

6 町内の保育所・認定こども園

保育所名	住　　所 連 絡 先	利用 定員	受入 時期	開所時間 （延長保育）	延長 保育料
若葉保育園 （公立保育所）	木倉 1416 282-0438	１２０名	６ヶ月から 離乳開始後	平日７時～18時 （延長保育 19時） 土曜７時～18時	200円/ｈ
上野保育園 （公立保育所）	上野 1519-2 284-2601	60名	６ヶ月から 離乳開始後	平日７時～18時 （延長保育 19時） 土曜７時～18時	200円/ｈ
御船昭和保育園 （私立保育所）	御船 779 282-0174	130名	２ヶ月から	平日・土曜 ７時～18時 （延長保育 19時）	18時～500円/ｈ (18時～200円/30分) (18時半～300円/30分)
ぎんなん幼愛園 （私立保育所）	陣 1234 282-0017	90名	６ヶ月から	平日７時～18時 （延長保育 19時） 土曜７時～18時	200円/ｈ
滝尾たんぽぽ園 （私立保育所）	滝尾 6257-9 282-7699	20名	６ヶ月から １歳クラス まで	平日７時～18時 （延長保育 19時） 土曜７時～17時	18時～200円/ｈ （短時間）17時～18時の間　100円/30分
高木保育園 （私立保育所）	高木 4361-1 282-2305	６０名	６ヶ月から 離乳開始後	平日７時～18時 （延長保育 19時） 土曜７時～18時	18時～500円/ｈ (18時～200円/30分) (18時半～300円/30分)
認定こども園 滝尾幼稚園 （幼稚園型 認定こども園）	滝尾 6257-9 282-0937	80名 １号 35名 2・3号 45名	２歳から	平日７時～18時 （延長保育 19時） 土曜７時～17時	１号　７時～8時 250円 15時半～17時 250円 2.3号（短時間） 17時～200円/ｈ 2.3号（標準） 18時～200円/ｈ
認定こども園 みどりの里 （保育所型 認定こども園）	木倉 1700-1 282-0010	140名 １号 15名 2・3号 125名	６ヶ月から	平日７時～18時 （延長保育 19時） 土曜７時～18時	200円/ｈ
認定こども園 にじいろのもり （幼保連携型 認定こども園）	滝川 1749-1 281-0808	80名 １号 15名 2・3号 65名	６ヶ月から	平日７時～18時 （延長保育 19時） 土曜７時～18時	200円/ｈ

※認定こども園１号部分は、直接園に申し込んでください。
※各園の情報は変更になる場合があります。
※詳細については、直接、園にご確認ください。

7 マイナンバーについて

保育所等の申し込みにﾏｲﾅﾝﾊﾞｰの記入が必要となりました！

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子育て支援法施行規則」の規定に基づき、手続きの際に個人番号（マイナンバー）の記入が必要になりました。そのため、保育所等の利用申請書を提出される保護者の方は、申請書に世帯全員の個人番号を記入していただきます。その際に、提出者の「身元確認」を行いますので、次の書類を持参してください。

【必要な書類】　身元確認用

身元確認用 （申請書を提出された保護者の確認）
１点の提示で確認するもの ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・身分証明書（顔写真付きの学生証、社員証等） **２点の提示で確認するもの** ・身分証明書（顔写真なし） ・健康保険の資格確認書等 ・国民年金手帳 ・児童扶養手当証書 ※保育所利用申請を代理の方がされる場合は、代理者本人の 身分証をご持参ください。

（参考）個人番号（マイナンバー）を記入することで省略できる書類
住民票、課税証明書等